



医療費の一部を助成する制度です

福祉医療費助成制度と受給券の更新

本市では、医療機関を受診する際、自己負担金の一部を助成する「福祉医療費助成制度」があり、助成を受けるには申請が必要となりますので、受給要件（左表）に該当すると思われる人は、お問い合わせください。

8月から新しい受給券に更新

現在お持ちの受給券の有効期限は7月末日までです。8月以降にご使用いただく受給券は、7月下旬に対象者に郵送します。新しい受給券が届きましたら、記載事項

をご確認ください。なお、一定以上の所得があるなどにより受給要件に該当しない人には交付されません。

また、小学校就学前までのお子さんの受給券（「乳幼児」の記載があるもの）は10月に更新します。※小学校3年生までのお子さんの受給券（「子ども医療費受給券」と記載があるもの）の更新はありません。

医療年金課

☎0748-24-5631
IP0505-801-5631

区分	対象者(受給要件)	所得要件
乳幼児	0歳から小学校就学前のお子さん	なし
子ども医療	小学1年生から小学3年生までのお子さん	なし
心身障がい者	身体障害者手帳1～4級、または療育手帳A・Bをお持ちの人	あり
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳1・2級と自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの人	あり
母子家庭 父子家庭	18歳未満の児童を養育している母子・父子家庭の児童とその母・父など	あり
65～74歳 老人 (低所得)	本人・配偶者・扶養義務者がともに市民税非課税の人	あり
ひとり暮らし 寡婦	以前母子家庭であった母で、1年以上ひとり暮らしの状態にある65歳未満の人	あり
ひとり暮らし 高齢寡婦	以前母子家庭であった母で、1年以上ひとり暮らしの状態にある65～74歳までの人	あり

新しい被保険者証をご確認ください

7月中にお送りします 「後期高齢者被保険者証」

8月1日から新しくなる「後期高齢者被保険者証」(うぐいす色)を7月中に簡易書留郵便でお送りします。

■ご注意ください

現在お持ちの被保険者証(薄だいたい色)は、8月1日以降は使えません。お持ちの被保険証の有効期限をお確かめください。

■平成26年度の保険料の通知書を7月中旬に郵送します

内容をご確認ください

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額を年金から直接お支払いいただきます。

また、「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書または口座振替でお支払いいただきます。

■平成26年度保険料率

被保険者均等割額	44,886円
所得割率	8.73%
年間保険料の上限額	57万円



※平成26年度の保険料は、平成25年中の所得に基づき計算しています。

医療年金課 ☎0748-24-5632 IP0505-801-5632

7月20日(日)は家族ふれあいサンデー

高校生以下の子どもを含む家族は、「ふれあいカード」持参で優待が受けられます。
※「永源寺温泉 八風の湯」は除きます。

問生涯学習課 ☎0748-24-5672 IP0505-801-5672

フィナーレは来場者と一緒!江州音頭

八日市聖徳まつり

時 7月26日(土) 場 八日市駅前通り

■太子にゃんとゆかいな仲間たち大集合
太子にゃんを中心としたキャラクターがステージに大集合! 19:00から

■江州音頭総おどり 19:50～20:30

※そのほか、夜店や妖怪イベントがあります。

問八日市商工会議所 ☎0748-22-0186

盆踊りや花火大会で盛り上がる!

蒲生あかね夏祭り

時 8月3日(日)19:30～21:00

場 蒲生運動公園グラウンド

問 蒲生地区まちづくり協議会

☎0748-55-3030

(問い合わせ 月～金曜日 8:30～12:30)



必ず申請期間内に手続きをしてください

7月7日(月)から

「臨時福祉給付金」の 申請受付が始まります



■支給対象者

平成26年度の市民税・県民税が非課税の人
(ただし、課税されている人の扶養親族、事業専従者、生活保護を受給している人などは除きます。)

※支給対象と思われる人には「申請手続きのご案内」を順次お送りいたします。(お送りするすべての人が支給対象になるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。)

■支給額

1人につき10,000円

※次に該当する人は5,000円の加算があります。

- 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者
- 児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者

■申請日時・場所

◇申請期間: 7月7日(月)~10月31日(金) ※土・日・祝日除く
大変混雑が予想されますので、お住まいの地区での申請にご協力ください。

◇申請時間: いずれも9:00~16:30

申請期間	申請会場	対象地区
7月7日(月) ~11日(金)	八日市文化芸術会館	玉緒・建部・中野
	蒲生支所	蒲生
7月14日(月) ~18日(金)	八日市文化芸術会館	平田・市辺・南部
	能登川支所	能登川
7月22日(火) ~25日(金)	市役所 東庁舎	御園
	永源寺支所	永源寺
	愛東支所	愛東
7月28日(月) ~8月1日(金)	市役所 東庁舎	八日市
	五個荘支所	五個荘
	湖東支所	湖東
8月4日(月) ~10月31日(金)	市役所 東庁舎 および各支所	全地区

◇休日の申請受付

8月3日(日) 9:00~16:30	市役所 東庁舎 および各支所	全地区
-----------------------	-------------------	-----

■持ち物 ※詳しくは「申請手続きのご案内」をご確認ください。

- ① 「臨時福祉給付金申請書(請求書)」
 - ② 平成26年度市民税・県民税に関するお知らせ
 - ③ 印鑑(スタンプ式不可)
 - ④ 本人確認書類のコピー ※支給対象者全員分が必要です。
(運転免許証、パスポート、健康保険証など)
※外国人は在留カード、特別永住者証明書など
 - ⑤ 指定した口座の通帳見開き(1、2ページ)のコピー
 - ⑥ 加算対象者は、加算対象であることがわかる書類
 - ⑦ 市外に住んでいる人に扶養されている人は、その扶養者の非課税証明書
- ※代理人が申請する場合
上記の①~⑦と代理人の本人確認書類

■ご注意ください

- 申請期間を過ぎた後の受付はできませんので、必ず期間内に申請してください。
- 申請後に受給要件などの審査を行ってから支給します。
- 給付金は原則口座振込です。8月1日までの申請分は9月下旬に振込予定です。

申問臨時給付金事業対策室

☎0748-24-5575 IP0505-801-0904

「子育て世帯臨時特例給付金」の申請方法
については、広報8月号でお知らせします。

農地所有者・耕作者のみなさんへ

農地基本台帳の整備調査に ご協力ください

農業委員会では、農地に関する情報を調査して農地基本台帳の整備を行っています。農地の所有者、耕作者に調査票を送付しますので、ご協力をお願いします。

提出期限: 8月25日(月)

届出先: 地域の農業委員会協力員(農業組合長)、各支所、農業委員会事務局

問 農業委員会事務局

☎0748-24-5682 IP0505-801-5682

国民年金

将来への橋わたし



納付が困難な場合は、保険料の免除・猶予申請の利用を

経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合には、納付が免除または猶予される制度があります。制度には所得制限など一定の要件があり、申請して承認を受ける必要があります。

平成26年7月から平成27年6月の免除・猶予申請は、本年7月から手続きをしていただけます。

また、法律の改正により、本年4月からは、申請日の2年1か月前までさかのぼって手続きすることができるようになりました。

■ 保険料の納付免除

本人や配偶者、世帯主の前年

所得が一定基準以下の場合、保険料の全額または一部が免除されます。

なお、一部免除（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）された人は、免除後の保険料の納付がなければ未納と同じ扱いになります。

■ 若年者の納付猶予

30歳未満で、本人、配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、納付が猶予されます。

■ 学生の納付特例

学生で、本人の前年所得が一定基準以下であれば、納付が猶予されます。継続して猶予を希望する場合は、毎年4月以降に必ず申請してください。

申保険年金課または各支所
問 保険年金課

☎ 0748-24-15631
IP 0505-801-5631
または各支所

犯罪や非行のない明るい社会を



7月は、「社会を明るくする運動」の強調月間です

社会を明るくする運動は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。強調月間の7月は、「愛の袋」募金活動や市民集会、青少年育成支援などを展開します。昨年は2,324,597円の温かい善意をお寄せいただきました。

今年もみなさんのご協力をよろしくお願いします。

☎ 0748-24-5644
IP 0505-801-5644

あなたの大切な一票、必ず投票しましょう

7/13(日)は「滋賀県知事選挙」の投票日です



■ 本市で投票できる人

満20歳以上（平成6年7月14日以前生まれ）の人で、平成26年3月25日以前から引き続き本市に住所があり、選挙人名簿に登録されている人。

なお、投票日の前日までに県外へ転出された場合は投票できません。県内へ転出された場合は、引き続き県内に住所を有している証明（引き続き証明書）があれば投票できます。

■ 投票所および入場整理券

各家庭に郵送される「投票所入場整理券」に記載の場所で投票してください。（紛失された場合でも投票できます。受付でその旨をお伝えください。）

■ 投票時間

7:00から20:00までの間に投票してください。
※ただし、紅葉尾町自治会館（第39投票所）、鈴鹿の里コミュニティセンター（第40投票所）、箕川町集会所（第41投票所）および君ヶ畑町集会所（第42投票所）は、7:00から19:00までです。

■ 期日前投票

投票日に仕事や旅行などで投票ができない人は、期日前投票ができます。

期日前投票の期間および投票所

◇6月27日(金)～7月12日(土)8:30～20:00

陽市役所東庁舎

◇7月5日(土)～12日(土)8:30～20:00

陽永源寺・五個荘・愛東・湖東・能登川・蒲生の各支所

■ 不在者投票

◇入院中や遠隔地に滞在している場合

選挙管理委員会が指定する医療機関や施設などに入院または入所中の人は、施設の長（院長など）に申し出ると、その施設で不在者投票ができます。また、出張などで遠隔地に滞在している場合も、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票ができます。用紙の請求はお早めをお願いします。

◇郵便による不在者投票

身体に重度の障がいがあり、身体障害者手帳または戦傷病者手帳に記載されている障がいの程度が一定の要件に該当する人、もしくは介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている人は郵便による不在者投票ができます。事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

☎ 0748-24-5600 IP 0505-801-5600



平成22年度比11%減以上を目標に

今年の夏も節電にご協力を！



期間 7月1日(火)～9月30日(火)

平日午前9時～午後8時

(8月13日(水)～15日(金)を除く)

エアコンの28度設定やこまめな消灯、冷蔵庫の温度設定を弱めるなど、日常の業務や生活の中での節電をお願いします。

※熱中症など健康に影響のない範囲でご協力をお願いします。

ライトダウンキャンペーン

環境省の呼びかけにより、全国一斉に取り組まれます。各ご家庭の電気照明やテレビの消灯にご協力をお願いします。

時 7月7日(月)午後8時～午後10時

閩生活環境課

☎ 0748-2415633

IP 0505-80115633

五個荘近江商人屋敷 夏の企画展

「伝統の暮らしから今のスタイルへ」

白壁と舟板塀のまちなみがタイムスリップしたかのように感じる五個荘金堂町で、近江商人屋敷3館を会場に、伝統の暮らしから新しいスタイルを紹介します。

期間：7月2日(水)～8月31日(日) 入場料600円(3館共通入館券)

■うちわ・扇子展

場 近江商人屋敷 外村繁邸

日本三大うちわのほか、高島市の「近江扇子」を特別展示

■東近江スタイル

東近江の「人」、「もの」、「こと」に想いをはせてものづくりを共創する、それが「東近江スタイル」。これまで受け継がれてきた伝統の技や、新しい世代の手仕事を展示します。

場 近江商人屋敷 外村宇兵衛邸

■心を包む風呂敷

場 近江商人屋敷 中江準五郎邸

近江商人の商いの必需品であった風呂敷を展示

商家の夏のコンサート

■箏笛コンサート

時 7月12日(土)

①13:00から ②15:00から

場 近江商人屋敷 外村繁邸

■マンドリンコンサート

時 7月19日(土)

①13:00から ②15:00から

場 近江商人屋敷 外村宇兵衛邸

閩市観光協会 ☎0748-48-2100

IP0505-801-6678

いつまでも元気に若々しく

脳力アップ学習教室参加者募集

「読み書き」や簡単な「計算」を楽しむ教室です。自宅用の教材もあります。

時 8月7日～11月20日 10:00～11:30 いずれも木曜日(全15回)

■場所および申し込み先

①湖東コミュニティセンター

申 湖東保健センター

☎0749-45-3331

IP0505-801-3331

②せせらぎ(市子川原町)

申 蒲生支所

☎0748-55-2910

IP0505-801-2910

対 65歳以上の人 定 各12人(申し込み先着順)

¥ 1,680円×4か月

閩健康推進課 ☎0748-24-5646 IP0505-801-5646

はかま姿でぶらりまち歩き

はいからさん大募集



大正時代にタイムスリップして、はかま姿で歩きますか。

時 9月23日(祝) ※「ぶらっと五個荘まちあるき」と同時開催

場 五個荘金堂町周辺

対 はかまを着用していただける人(事前申し込みが必要)

申 閩東近江市商工会五個荘支部 ☎0748-48-4866

市人権尊重審議会委員を募集

人権尊重のまちづくりの実現をめざして

人権施策について、広く市民のみなさんの意見を聞く「人権尊重審議会」の委員を募集します。

対 ①市内在住の20歳以上の人

②人権尊重のまちづくりに関心と熱意がある人

③年2回程度の審議会に出席できる人

きる人

時 7月11日(金)午後5時15分まで

(人権課必着)

※人権課に設置

または市ホームページに掲載の応募申込書に必要事項を記入のうえ、「人権尊重のまちづくり」に関する作文(800字程度)を添えてお申し込みください。

申 閩人権課

☎ 0748-2415620

IP 0505-80115620

